

多数離職届について

高年齢者雇用安定法により、事業主は、その雇用する中高年齢者のうち、1カ月以内の期間に、5人以上が解雇等により離職する場合には、あらかじめ、多数離職届を公共職業安定所(ハローワーク)に届け出なくてはなりません。

多数離職届を出さなければならない場合

○45歳以上65歳未満で、次のいずれにも該当しない人が、

- ・ 日々または期間を定めて雇用されている者(同一事業主に6カ月を超えて引き続き雇用されている場合を除く)
- ・ 試みの使用期間中の者(同一事業主に14日を超えて引き続き雇用されている場合を除く)
- ・ 常時勤務に服することを要しない労働者として雇用されている者(例えば非常勤講師のように毎日勤務することを要しない者。「嘱託」などの名称でも毎日勤務している者は含まない)

○次のいずれかの理由により、

- ・ 解雇(自己の責めに期すべき理由によるものを除く)
- ・ 経過措置による継続雇用制度の基準に該当しないことによる離職
- ・ その他、事業主の都合による離職

○同一の事業所において、1カ月以内の期間に5人*以上離職する場合

※ 雇用対策法に基づく大量雇用変動届によって既に届け出られた者および同法に基づく再就職援助計画の対象者については算定から除く。